

会津若松市議会政策討論会

第1分科会 中間総括



平成 25 年 8 月 9 日

政策討論会第1分科会

委員長	小	林	作	一
副委員長	松	崎	眞	新
委員	成	田	光	一
委員	阿	部		正
委員	鈴	木	優	陽
委員	渡	部		生
委員	土	屋		隆

【 目 次 】

	ページ
第 1 前期からの申し送り事項について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2 今期の取り組み方向について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 3 「健全な行財政運営に基づく最適な自治体づくりについて ～財政分析、自治基本条例、公共施設マネジメント白書～ に係る政策研究・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1 総務委員会行政調査	
(1) 神奈川県大和市・・・・・・・・・・・・・・・・	2
「自治基本条例、住民投票民投票条例、市民参加推進条例 の制定経過」	
(2) 千葉県習志野市・・・・・・・・・・・・・・・・	3
「公共施設マネジメント白書」	
(3) 東京都武蔵野市・・・・・・・・・・・・・・・・	5
「公共施設配置のあり方の検討」	
2 財政分析・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3 政策研究セミナー・・・・・・・・・・・・・・・・	6
「自律する自治のあり方について」 山梨学院大学法学部政治行政学科教授 西寺雅也 氏	
4 政策研究セミナー・・・・・・・・・・・・・・・・	7
「平成 22 年度までの決算状況から見た本市財政運営の持続可 能性について」 関西学院大学大学院経済学研究科教授 小西砂千夫 氏	
第 4 「均衡ある行政機能と住民サービスのあり方について」に係る 政策研究・・・・・・・・・・・・・・・・	8
1 総務委員会行政調査	
東京都三鷹市・・・・・・・・・・・・・・・・	8
「住民協議会を軸とした地域自治の推進」	
2 政策研究セミナー・・・・・・・・・・・・・・・・	9
「市町村合併後における都市内分権の考え方 1」 新潟県立大学国際地域学部准教授 田口一博氏	
3 政策研究セミナー・・・・・・・・・・・・・・・・	10
「市町村合併後における都市内分権の考え方 2」 新潟県立大学国際地域学部准教授 田口一博氏	
第 5 今後の取り組み方向・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第 6 これまでの調査研究に係る経過一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	13

政策討論会第1分科会中間総括

第1 前期からの申し送り事項について

前期の政策討論会第1分科会から、今後の取り組み方向について次のとおり申し送りがなされた。

1 本市財政の持続可能性について

(1) 今後の議会としての基本的な対応方向

ア 一般の財政分析フレームの継続的な活用

今般、小西教授から御教示いただいた財政分析の4視点及び各指標については、毎年度、決算審査前に決算統計を活用して算定し、大枠での分析を行うなどして、毎年度、議会による価値尺度（ものさし）で、会津若松市の財政の持続可能性を分析・評価・公表することが考えられる。

【対応イメージ】

8月 財政指標の算定を踏まえた財政の持続可能性の分析・評価

9月 決算審査への活用（想定：議運で研究・検討中の予算決算常任委員会）

10月 政策討論会・全体会への報告、執行機関への提言等

11月 市民との意見交換会への説明・報告

イ 財政分析フレームの精緻化及び具体的分析・評価への発展

(ア) 都市計画税を賦課していないことによる将来負担額及び将来負担率への影響

(イ) 債務の範囲の変化（地方債から将来負担額への拡張）による債務償還年限及び償還年数との相互関係の分析

(ウ) 地域経済動向等を踏まえた地方税や償還財源のシミュレーション

ウ 財政分析と並行した政策分析

貸借対照表を活用した資産の老朽化度などの政策分析など

エ 財政分析と並行した自治基本条例や財務条例の研究・検討

現在の良好な財政フレームを維持するためには、財政民主主義をより機能させる仕組みづくりが重要であることに鑑み、財政分析の継続と並行して、自治基本条例やその関連条例としての財務条例を相互に関連付けながら、研究・検討していくことが考えられる。

第2 今期の取り組み方向について

今期、第1回の政策討論会第1分科会（以下「第1分科会」という。）が平成23年10月31日に開催された。

そこでは、平成23年8月23日に議長より前期の議会からの申し送りがあったこと等の確認がなされた。

また、政策討論会全体会で次のとおり第1分科会に政策研究テーマ（前期と同様の内容）が割り振られ、具体的テーマを次のとおりとし、以後、調査研究していくこととなった。

- (1) 健全な行財政運営に基づく最適な自治体づくりについて～財政分析、自治基本条例、公共施設マネジメント白書～
- (2) 均衡ある行政機能と住民サービスのあり方について

第3 「健全な行財政運営に基づく最適な自治体づくりについて～財政分析、自治基本条例、公共施設マネジメント白書～」に係る政策研究

1 総務委員会行政調査

(1) 神奈川県大和市（平成24年1月30日）

ア 調査項目

「自治基本条例、住民投票条例、市民参加推進条例の制定経過」

イ 調査結果

・大和市自治基本条例

神奈川県大和市は、自治基本条例や住民投票条例、市民参加推進条例の制定等を通じて、積極的に住民自治の充実を図っている。

大和市自治基本条例については、大和市市議会平成16年9月定例会において修正可決され、17年4月から施行している。当該自治基本条例の検討は、平成14年10月に公募市民を中心とした「自治基本条例をつくる会」を発足したことが最初のスタートとなっているが、当該「つくる会」は、参加の意思がある市民に幅広く参加してもらうという趣旨で、団体からの推薦枠や公募の定員を設けずにメンバー募集を行った。「つくる会」では、平成16年5月までの1年8カ月の間に、119回の会合を重ねるとともに、63回に及ぶパブリックインボルブメント（計画づくりの初期の段階から、情報を提供し、広く意見を聴き、それらを計画づくりに反映していく市民参画の手法）を行い、延べ1,462人の参加を得て素案の作成を行っている。

「つくる会」では、このような検討経過を経て、平成16年5月、市長に対して自治基本条例に係る素案を提出し、庁内関係各課による検討を経て、政策会議で条例案の決定を行っている。

その後、条例案が市議会に提案されたが、議会においては、一部の規定について、市議会総務委員会の中で修正がなされ、本会議において修正可決しているところである。

・大和市住民投票条例

大和市住民投票条例は、大和市自治基本条例第8章中の第30条、及び第31条を受け制定されたものである。大和市住民投票条例は、平成

18年3月、市議会定例会において原案可決され、同年10月に施行している。

条例制定までの歩みとしては、平成17年5月に、推薦・公募による市職員9名のプロジェクトチームを組織するとともに、アドバイザーに学識経験者として大学教授1名を招へいし検討を開始した。同年8月までに11回の会議を経て条例素案を作成し、10月から11月にかけて条例素案に対するパブリックコメント（あらかじめ案を公表し、広く住民から意見、情報を募集する手続）を実施するとともに、地域説明会を3回開催している。その後の議会審議において修正案が提出されたが、修正案が否決され原案可決となったものである。

同市の住民投票条例は、請求の要件を満たせばいつでも実施できる常設型といわれる制度であるが、これまでに住民投票が請求された例はないとのことであった。

・大和市市民参加推進条例

大和市市民参加推進条例は、自治基本条例第2章中の第9条、及び第6章中の第18条を受ける形で制定されており、平成19年3月、市議会定例会において原案可決され、同年10月に施行している。

条例策定までの検討経過としては、平成17年10月に市民参加条例検討会議を設置したことから始まる。この会議は、公募市民32名に加え、学識経験者2名、さらに市職員8名で構成され、翌年10月、市長に提言書を提出するまでの間に、9回のパブリックインボルブメント活動を含め、合計56回の会合を重ねている。その後、庁内での検討を経て18年12月から約1カ月パブリックコメントを実施し、条例案の提案に至っている。議決結果は前述したとおりである。

市民参加推進条例では、事務を担当する部署ごとに市民参加の対応が異なることのないように市民参加の手続きの対象となる事項と実施方法を定めている。

同市においては、こうした取り組みにより市民参加の推進を積極的に図っているところであるが、市民参加をさらに推進していくための仕組みとして、市民10人以上の連署をもって執行機関に政策を提言できる政策提案制度や、審議会等の委員の公募や意見交換会の開催などの市民参加に関する情報を配信する市民登録制度などを設けているところである。また、市民参加の手続きそのものについても、市民参加推進・評価会議を設置し答申をいただくとともに、パブリックコメントや意見交換会の対象とし、より一層の市民参加の推進を図っているところである。

(2) 千葉県習志野市（平成24年1月31日）

ア 調査項目

「公共施設マネジメント白書」

イ 調査結果

・公共施設マネジメント白書

千葉県習志野市は、昭和 40 年代から、海岸の埋立開発による市域の拡大や高速道路、鉄道整備によって人口が急増し、それに伴い小中学校をはじめ、さまざまな公共施設の整備を進めてきた。その多くが設置後 30 年を経過し更新時期を迎えるとともに、耐震安全性の課題も顕著となるなど、多くの公共施設の建て替えや大規模改修が急務となっている。

この課題に対して同市は、平成 21 年 3 月、主に市民に身近な地域対応施設を中心として建物の状況や利用・運営等にかかるコストを明らかにし、公共施設の実態を詳細に分析した習志野市公共施設マネジメント白書を作成・公表している。

白書の目的は、市民、議会、行政が、ともに経営的視点に立って施設での行政サービスの有効性を検証し、施設の有効活用に向けた改善策を考える素材を提供するとともに、各施設の設置目的や役割、機能等について多角的に分析することにより、限りある資源、資産を選択と集中により効果的、効率的に配分し、最小の経費で最良の市民サービスを提供する行政経営に転換していくことにあるとしている。

白書は、施設の現況調査やデータに基づき、施設の概要、利用状況、建物状況、コスト状況などを総合的・横断的に検証・分析した結果を掲載し、公共施設を通じた行政サービスが把握できるように、グラフや図表を多用して可視化しているのが特徴である。

また白書では、小中学校、幼稚園、保育所、公民館、図書館、コミュニティセンターなどの地域対応施設 63 施設について、ストック情報（各施設の建設年次、経過年数や延床面積等の情報）とコスト情報（各施設の運営に係る支出・収入額、減価償却費等の情報）の両面から重点的に分析しており、ストック情報では、施設数・規模等を把握するとともに、土地・建物の老朽化・耐震・バリアフリーなどの物理的情報に加え、施設の利用状況、運営形態や日数、人員などの運営実態を把握している。コスト情報では、人件費や事業費などを含めた事業運営に係るコストを把握するとともに、維持管理費、老朽箇所修繕、減価償却費などの施設に係るコストも調査分析し、行政サービスに係るトータルコストを把握しているところである。

ストック情報とコスト情報の両面から施設の利用実態を詳細に把握したことで、利用 1 件当たりの利用コスト等も比較することができるようになり、施設の存廃、集約化等を含め、限られた財源・資産の有効活用に向け、データを使っの議論が可能になったとしている。

白書における実態把握と分析を踏まえ、同市では、平成 22 年 6 月から、公共施設の再生計画について専門的見地から検討するため、学識経験者等による習志野市公共施設再生計画検討専門協議会を設置し検討を行っている。

この協議会では、平成 23 年 3 月に市長に対しての提言を行っており、同市では、この提言を基本として公共施設再生計画基本方針を取りまとめ、平成 24 年度から公共施設再生計画を策定していくとしている。

(3) 東京都武蔵野市（平成24年10月25日）

ア 調査項目

「公共施設配置のあり方の検討」

イ 調査結果

武蔵野市では、保有する公共施設が 130 施設（160 棟）以上を数え、総床面積も約 32 万 7,000 平方メートルに達し、その中には昭和 30 年代から 40 年代に建築された施設が多く、その更新が大きな課題となっている。

平成 24 年 4 月に第 5 期長期計画を策定し、4 つの基本課題の 1 つとして公共施設の問題を掲げ、基本的な考え方を示した上で、同年 6 月に庁内組織である公共施設再配置等検討委員会を設置して検討している。

改修や建てかえなどの将来コストシミュレーションを行うとともに、用途や施設ごとに利用状況、コスト状況、ハード状況の見える化を図って施設の実態を横断的に把握し、「質・量の見直し」を図る目的で平成 23 年 9 月に公共施設白書を作成し公表した。

今後は、市民等に対して説明していくことで現状や課題の共有化に努め、平成 24 年度内に個々の施設の見直しを検討していく際の基本方針を策定して共有化を図りながら、最終的に平成 28 年度には調整計画を策定し、順次具体的な見直しを実施していくとしている。

この見直しに当たっては、当該事業が従来の施設建設ではなく、既得権者のいる中での見直しが前提であり、公共施設の再配置が容易ではないことから、受益者市民（利用者）と納税者市民（負担者）の双方の声を聞いて進めようとしている。

2 財政分析（平成24年2月10日）

予算は、当初予算、補正予算などがあり、予算の編成方法、編成時期が年度で異なるため、財政分析に必要なデータは、当該年度の決算によって明らかになる。毎年度の決算分析の土台を作っておけば、予算の分析も可能との考え方で毎年財政分析を行っている。

平成 22 年度の決算が確定したので、決算カード及び財政分析の資料に基

づいて本市の財政について分析を行い、今後の予算審査に生かしていくために実施した。

会津若松市の財政分析について執行機関では、バブル崩壊後、厳しい財政運営に迫られ、「行財政再建プログラム」「行政システム改革プラン」などの取り組みにより、現状の財政状況は、一時的な危機的状況からは脱したとの見解を示している。

しかしながら、経常収支比率、公債費比率などは依然として高い水準にあり、義務的経費も増加傾向にある。このような中、平成20年度以降、合併特例事業が本格的に実施に移されてきていることから、今後の財政状況への影響を注視していく必要がある。

【参考】 財政指標（平成22年度決算）

項 目	基準値	平成22年度	平成21年度
実質収支比率	3～5%	4.7%	2.9%
実質単年度収支	マイナスが続くと危険である。	758,190 千円	751,185 千円
財政力指数	1	0.645	0.677
経常収支比率	80%前後	85.8%	88.7%
公債費比率	15%未満	15.2%	16.5%

3 政策研究セミナー（平成24年3月23日）

(1) 政策研究セミナー

自治のあり方、まちづくりのあり方などについて造詣が深い山梨学院大学法学部教授の西寺雅也氏を招き、政策研究セミナーを次のとおり開催した。

- ・期日 平成24年3月23日（金）
- ・内容 講演会（午後2時から午後3時30分まで）
委員との意見交換（午後4時から午後5時まで）
- ・場所 会津若松市役所本庁舎3階 議場及び第2委員会室
- ・演題 「自律する自治のあり方について」
- ・講師 山梨学院大学法学部政治行政学科教授 西寺雅也 氏

(2) 政策研究セミナーの総括

主に次のような助言を得た。

地域社会は「拡大の時代」から「縮小の時代」へ変わる。それに対応して自治体政治も「利益・利権の配分」の政治から、政策資源（ヒト・モノ・カネ・情報など）の再分配を巡る調整の政治へ移行していく。本来は、議会が市民と連携をして行政を変えるというスタンスが必要である。

財政の持続可能性と事業・サービスの調和については、政策情報を総合的に議会及び行政が発信することが大切である。特に財政の情報は難しく、これを分かりやすくして住民に提供することが重要である。「議論」「参加」の前提は情報の共有である。今後、税収は減少し、社会保障・福祉関係費の増嵩という構造的な財政危機は長期にわたって続く。これからの時代は「建設の時代」から「維持の時代」である。公共施設の維持計画を策定し財源の配分を行うことが必要である。

「政策縮減の時代」には、市民・議会・行政の合意形成が重要になってくる。総合計画と財政計画を連動させ、議会は総合計画の基本レベルまで議決すべきである。総合計画に書いたことは必ず実行し、その計画にないことは決して予算化しないという原則を貫くことが重要である。

自律自治体の形成においては、総合計画、自治基本条例、財政規律の3つのツールによる自治体経営が肝要である。

総合計画については、市民、職員、議会の参加のもと策定されるべきである。それは、首長の任期と整合性のとれた計画であり、財政の裏付けがある実現可能なもので恣意的な政策選択を許さないルールを持つものとする。

4 政策研究セミナー（平成24年7月30日）

(1) 政策研究セミナー

財政分析について調査研究を進めていくため、関西学院大学大学院経済学研究科教授の小西砂千夫氏を招き、政策研究セミナーを次のとおり開催した。

- ・日時 平成24年7月30日（月）午後1時30分から午後5時まで
- ・場所 会津若松市役所本庁舎3階 第2委員会室
- ・演題 「平成22年度までの決算状況から見た本市財政運営の持続可能性について」
- ・講師 関西学院大学大学院経済学研究科教授 小西砂千夫 氏

(2) 政策研究セミナーの総括

主に次のような助言を得た。

地方自治体においては、財政の健全化に関する法律を遵守していれば、デフォルト（地方債の不履行）になることは、あり得ない。夕張市の場合は、粉飾決算を行っていたため、実際の赤字比率は790パーセントもあり、通常言われている財政状況が悪いというものと桁が違っていた。「第2の夕張になるのでは」との危惧は、法令を順守していればあり得ないことである。

資金不足比率20パーセントのラインがあるが、このラインを超えても人件費の1割カットを7年継続すれば解消できるので、デフォルトになる

おそれはない。

しかしながら、自治体の場合は投資的経費に対する起債はできるが、民間企業とは違い資金不足に対しての借金はできない。このため、人件費カットや住民サービスの見直し、各種料金の引き上げ等で資金不足に対応せざるを得ないことから財政がたいへんになる。

会津若松市にとっても行政改革によって事業費の1億円を浮かせることは難しいであろう。財政が悪化しても実際には増税は困難であるので、人件費をカットするしかない。

連結貸借対照表を用いて土地開発公社や第3セクターなどの資金不足等も認識すべきであるという考えがあるが、将来負担比率には、それらについても含まれている。このため、将来負担比率を使って財政分析をしなければならない。自治体にとって貸借対照表の必要性については、意見が分かれるところである。

なお、自治体の場合は地方財政法により、借入金資産の耐用年数よりも早く返すことになっているので、このことについては減価償却をしていることと同義である。

平成21年度決算及び平成22年度決算を分析すれば、類団都市42団体の中で本市は1年間の資金収支の健全性については、努力が認められる。中長期資金収支の健全性と地方債の償還財源の健全性については、下の中程度から中の下程度まで努力して改善されている。一方で財政健全化については、各都市でも行われていることから、位置づけには変化はないが今後も財政の健全化に向けて努力をすべきとのことであった。

【参考】 健全化判断比率（平成22年度決算）

項目	本市の数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.83	20.00
連結実質赤字比率	—	16.83	35.00
実質公債費比率	17.4	25.0	35.0
将来負担比率	109.3	350.0	基準なし
※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額又は連結実質赤字額がないものは「—」と表示			

第4 「均衡ある行政機能と住民サービスのあり方について」に係る政策研究
1 総務委員会行政調査

東京都三鷹市（平成24年10月26日）

- ・調査項目
「住民協議会を軸とした地域自治の推進」
- ・調査結果

三鷹市では、コミュニティの再生を目指した住民協議会の活動を推進するため、当該協議会の活動拠点にコミュニティセンターを位置づけ、新たなコミュニティづくりの自治体政策モデルの実現を目指した。

具体的には、全国に先駆け、コミュニティセンターの①住民参加による建設、②条例の制定、③住民自身による管理運営の3つの特徴を持つ三鷹方式の市民自治を目指すコミュニティづくりを進めてきた。三鷹市では、中学校区とほぼ同じ7つのコミュニティ住区に分け、それぞれの住区に住民参加のもと複合施設のコミュニティセンターを建設してきた。住区には、住民協議会が組織されており、市は、包括的に施設の管理・運営を指定管理者として住民協議会に委託している。また、コミュニティ住区より細分化した町会や自治会が管理・運営を行う地区公会堂が32カ所設置され、それぞれの活動拠点を中心にきめの細かいコミュニティ行政が行われている。

三鷹市のコミュニティ行政は、基本的に「市はお金は出すが口は出さない」との思想で進められてきた経過があり、住民協議会では、コミュニティ・カルテ（地域の生活環境診断）やまちづくり懇談会などを通じて地域課題の発見と共有化を進めるとともに、近年では、地域ケア推進事業、出前子育て事業、高齢者給食、防災や安全安心関連の事業などを通して、行政との協働による新たな課題への取り組みを行っている。

このほか、三鷹市では、町会・自治会の活性化を主な目的に市民活動団体との連携協働事業も奨励した「がんばる地域応援プロジェクト（三鷹市町会等地域自治組織活性化事業）」を開始した。この中の平成23年度での特徴的な事業は、地域の一人暮らしの高齢者を定期的に訪ね、寄せ植えの花を宅配することで、安否の確認と孤独感の解消を図りながら、昔からの近所付き合いや交流の場をふやしていこうというものである。

2 政策研究セミナー（平成24年11月15日）

(1) 政策研究セミナー

市町村合併後における都市内分権の考え方について、政策研究セミナーを新潟県立大学国際地域学部准教授の田口一博氏を招き次のとおり開催した。

- ・日時 平成24年11月15日（木）
午後3時30分から午後5時30分まで
- ・場所 会津若松市役所本庁舎3階 第2委員会室
- ・演題 「市町村合併後における都市内分権の考え方1」
- ・講師 新潟県立大学国際地域学部准教授 田口一博氏

(2) 政策研究セミナーの総括

主に次のような助言を得た。

- ・ 均衡ある行政機能と住民サービスのあり方

明治、昭和の合併についてであるが、明治では小学校、昭和では中学校を作らせるためという、教育機関の形成が目的とされたものであった。平成の合併では財政が厳しいもの同士が一緒になっても財政上の効果はなかった。

都市部と町村部とでは住民が行政に期待する機能は異なる。合併したからと言って、行政サービスが同じである必要がない。同じ市域内でもさまざまな制度があっても良いかどうか議論が必要である。行政サービスが市内均一である必要性はない。

職員の専門性というのは、単に同一の業務に長く携わるだけではなく、どれだけ勉強するか、勉強させられるかが大事ではないか。異動によりいろいろな経験をすることで、その業務の専門性を高めることもできる。

行政は、何をすべきかではなく、「住民がどんな行政サービスを求めているのか」という発想が大切である。議会は、10年後のまちの姿を見ながら、行政にやらせることが必要ではないか。

一人ひとりの住民の声に対応することは、実は議会の役割ではないのか。丁寧に住民の声を聴き、聴いたことを基にそれぞれの議員が考え、議員間で討議し、決めていくことが大切である。

- ・ 都市内分権

都市内分権は、合併後も合併前と同じように地域のことは地域で決めていこうという考え。例えば、上越市のように地域協議会をつくって地域に決定させるというものである。

議会が地域の意見を聴くために地域常任委員会を設置し、公聴会を開き、住民の意見を聴くこともできる。議員個人でなく議会として住民参加をすすめることが大切である。議員に議員が選出された地域の「地域代表」としての性格を認めるのか否か議論が必要であるが、是非やってもらいたいと考える。

今の人口規模に合わせたまちづくりをするだけではなく、今の人口規模で今の住民が必要なことをする。都市内分権では、必要なことは地域ごとに違う。行政サービスを全市均一にするということは考えないで、今必要なことを市が決めるのではなく、地域が決める。

また、お互いの地域ごとに足の引っ張り合いをしないよう、互いに協力関係をつくるのは、議会の仕事である。

3 政策研究セミナー（平成25年 1 月25日）

(1) 政策研究セミナー

前回に引き続き市町村合併後における都市内分権の考え方について、、新潟県立大学国際地域学部准教授の田口一博氏を招き次のとおり開催し

た。

- ・日時 平成 25 年 1 月 25 日（金）
午後 1 時 30 分から午後 5 時まで
- ・場所 会津若松市役所本庁舎 3 階 第 2 委員会室
- ・演題 「市町村合併後における都市内分権の考え方 2」
- ・講師 新潟県立大学国際地域学部准教授 田口一博 氏

(2) 政策研究セミナーの総括

主に次のような助言を得た。

人口 15 万人程度のまちは、行政コストが低いといわれている。この規模は、コミュニティが残っていて、すべてを税金で賄えという住民の考えがなく、それ以上人口が増えると全部税金でやってもらいたいとなる。

議会の役割は、住民の意見を聴き、その意見を基に政策形成に結び付けることである。住民からの意見をそのまま市長に送るのではなく、住民のさまざまな意見の中でどれに取り組むのか、第三者（専門家）から意見を聴くことも大切であり、住民意見をどうすべきか議員の間で討論し、採決し、意見書を市長に送ること。また、議会では、公聴会及び参考人制度を活用し、住民の意見を聴くことができる。いろいろな人に調査をしてもらい、いろいろな事例を集め、それを判断するのが議会である。

実施の分権について。例えば、支所に現場の裁量で動ける機能を与えることが必要である。これまでの地方自治の良いところは、実施するところと政策をつくるところが、一箇所であるということであった。合併後、政策は本庁、実施の一部だけ支所ということでは、うまくいくわけがない。現場で問題を見つけたら、制度や予算がないと解決できないものを除き、現場限りで処理できるようにすれば、結果的に行政コストも安くなる。

決定の分権について。議会は、行政内部の決裁区分をまずは確認すること。また職員が一般事務経費を節約するために手間暇をかけることで、本来の仕事ができなくなる場合もある。そういうところを確認することも議会の仕事である。縦割りである行政に対し、議会は地域ごとの常任委員会を設置し、地域のマネジメントを行うという議会側としての決定の分権という考えもある。

一都市多制度について。それぞれの地域で行政に求めるものは別なものである。行政サービスや条例の適用区域を地域によって違ったものにしても良い。

地域分権を行う上での地域の規模については、一定の人口、行政区、中学校区など様々なくくり方があるが、とりあえずは、行政区から検討をスタートし、代表的な部門ごとにくくり方を検討するということも考

えられる。また、議会としては、行政サービスを提供する側の視点ではなく、サービスを受ける側の視点から検討するということも考えられる。地域の規模を全部同じにする必要はない。

これまでの常任委員会のほかに、各地区常任委員会を新たに設けたらいかがか。公聴会などをとおして住民の意見を聴き、地区別の予算審議をすることで地区委員会の意義がより具体的になる。地区間の予算調整は議会が行い、また地区別の決算認定では、決算額ではなく今年こういう事業をやったけれどもその効果はどうだったかという視点で主に審査する。

第5 今後の取り組み方向

これまで、第1分科会で取り組んできた事項については、以上のとおりである。

第1分科会に割り振られたテーマについてのうち、1つ目の「本市財政の持続可能性と事業・サービスとの調和について～市民が事業・サービスを選択しうる舞台づくり」については、具体的なテーマとして「健全な行財政運営に基づく最適な自治体づくりについて～財政分析、自治基本条例、公共施設マネジメント白書～」を設定し調査研究を進めてきた。

このことについての今後の取り組み方向として、次のとおりまとめたものである。

- (1) 財政分析については、議会の監視機能の充実の面から、今期に引き続き決算審査前に決算統計を活用し、会津若松市の財政の持続可能性を分析・評価・公表することが必要と考えられる。

本市の財政状況については、一定の改善が認められるが、他自治体との比較においては決して良好な状況ではない。行政運営の基本である市税収入の厳しい状況が続くことが見込まれることから、執行機関の市債残高の着実な低減への取り組み及び合併算定替による普通交付税の縮減による影響について注視しなければならない。

- (2) 自治基本条例は、一般にまちづくりに関する基本的な理念や市政運営の基本的事項等が定められている。執行機関は、長期総合計画の見直し作業にあわせてその位置づけを検討し、さまざまな要素を勘案した上で、的確な策定のスケジュールを示したいとのことであった。議会としても引き続き自治基本条例について調査研究を行うとともに、自治基本条例と関連する財務規律に係る課題についてもあわせて研究の対象とすることが必要と考える。

- (3) 公共施設白書については、執行機関が平成25年2月に「会津若松市公共施設白書」を発行した。これは、本市の公共施設についての現状を把握・分析し、情報の共有を行い、今後の公共施設の適正な配置と効率的・

効果的な管理運営について検討するための基礎資料である。今後は、公共施設のマネジメントを行うにあたり、公共施設を経営的な視点から整備、維持管理、統合、廃止等を適切に行うための基準について、議会としても必要な調査・研究を行いながら、執行機関の動向を注視していくことが必要と考える。

2つ目の政策課題である「行政サービス提供機能のあり方と庁舎等整備の方向性」については、具体的なテーマとして「均衡ある行政機能と住民サービスのあり方について」を設定し調査研究を進めてきた。

今後、生産年齢人口の減による税収の減少、少子高齢化による新たな行政対応が求められ、これまでの行政サービスの維持・拡大が困難になってくることが予想される。

このような状況においては、昭和と平成の合併の検証、最低限度の行政サービスのあり方、地域住民と行政の役割分担についての整理、さらには地域の特性を考慮した一都市多制度も含めた「都市内分権」のあり方について、調査・研究することが必要と考える。

また、現在の庁舎は分散化し、市民サービスの低下を招いており、本庁舎については、老朽化だけでなく耐震性にも問題があることから、庁舎等の整備については、大きな課題である。都市内分権と並行して庁舎等の整備の方向性についても調査・研究する必要があると考える。

第6 これまでの調査研究に係る経過一覧

年	月 日	内 容
平成23年	10月31日	□自主研究（前期議会政策討論会第1分科会の最終報告の確認）
	12月22日	□自主研究（2つの討論テーマの具体化の討議）
平成24年	1月19日	□自主研究（今後の進め方）
	1月30日 ～31日	□総務委員会行政調査（神奈川県大和市＝自治基本条例、市民参加推進条例、住民投票条例の制定経過、千葉県習志野市＝公共施設マネジメント白書）
	2月10日	□自主研究（財政分析）
	3月23日	□政策研究セミナー（山梨学院大学法学部政治行政学科・西寺雅也教授＝自律自治体を目指して）
	4月10日	□自主研究（総務委員会での行政調査や議案審査、及び分科会でのセミナー受講後の政策研究等の中間総括、2つの討論テーマの具体化の確認・決定、今後の進め方）

	7月30日	□政策研究セミナー（関西学院大学大学院経済学研究科人間福祉学部・小西砂千夫教授＝財政分析の考え方）
	8月3日	□自主研究（セミナー受講後の総括、今後の進め方）
	10月12日	□自主研究（分科会での政策研究等の中間総括、今後の進め方）
	10月25日 ～26日	□総務委員会行政調査（東京都武蔵野市＝基本構想・長期計画の策定に向けた公共施設配置のあり方の検討、東京都三鷹市＝コミュニティ活動支援策を含む住民協議会を軸とした地域の市民自治の推進）
	11月15日	□政策研究セミナー（新潟県立大学国際地域学部・田口一博准教授＝都市内分権の考え方1）
	12月21日	□自主研究（セミナー受講後の委員間討議、今後の進め方）
平成 25 年	1月25日	□政策研究セミナー（新潟県立大学国際地域学部・田口一博准教授＝都市内分権の考え方2）
	1月29日	□自主研究（セミナー受講後の委員間討議、今後の進め方）
	4月18日	□自主研究（これまでの政策研究の総括、今後の進め方）
	7月12日	□自主研究（政策討論会全体会へ報告する中間総括の内容について）
	7月25日	□自主研究（政策討論会全体会へ報告する中間総括の内容について）